様式第三号

誓　　　 　約　　　 　書

小　松　島　市　長　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　実印

小松島市が発注する物品の納入、製造、その他の契約（工事請負契約を除く）に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者として、法令及び契約事項を厳守し、誠実に取引を履行することを誓約いたします。

なお、取引に当り次の行為があった場合は、資格の停止、取り消し、又は契約を解除されても異議ありません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

１．契約の履行に当り、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

２．指名競争入札において、その公正な執行を妨げ、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

３．落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

４．地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当り職員の職務の執行を妨げたとき。

５．正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。

６．申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

７．次に掲げる(１)及び(２)のいずれかに該当したとき。

(１)契約の相手方として不適当な者

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(２)契約の相手方として不適当な行為をする者

①暴力的な要求行為を行う者

②法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

④偽計又は威力を用いて市の業務を妨害する行為を行う者

⑤その他前各号に準ずる行為を行う者

８．前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当り、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。